

研究

科学研究費補助金

科学研究費補助金(科研費)は我が国の学術を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野で、独創的・先駆的な研究を発展させることを目的とする研究助成費です。

大学等の研究者又は研究者グループが自発的に計画する多様な学術研究のうち、それらの研究分野の動向に即して、ピア・レビュー(注1)により特に重要なものを取り上げ、研究費が助成されています。

(注1)ピアレビュー…専門分野の近い研究者による学問的意義についての評価。延べ約6千人の研究者が、書面審査、合議審査及びヒアリングに関わっています。

萌芽期の研究から最先端の研究まで、多様なメニューで研究者を援助しており、その研究成果はノーベル賞をはじめ、研究者の国内外での様々な受賞につながっています。

*応募スケジュール

例年、9月に文部科学省及び日本学術振興会から「公募要領」が公表され、(例年、11月中旬頃が応募締切り日となります。)、応募者は、【科学研究費補助金 電子申請システム】により応募手続きを行います。

審査員による審査後、翌年度4月(注2)に研究機関長あてに審査結果が通知されます。

(注2)審査にヒアリングを含む研究種目については、審査結果の通知時期が異なります。詳細は公募要領に記載してあります。

*科学研究費補助金の応募についてはこちらのホームページから(注3)

【科学研究費補助金 電子申請システム】

<http://www.shinsei.jsps.go.jp/index.html>

(注3)応募の際は事前にシステムにログインするためのID・パスワードの発行手続きが必要です。

詳細は所属部局の科学研究費補助金事務担当係(別紙)にお問い合わせください。

★もっと詳しく知るには

- ・文部科学省 科学研究費補助金ホームページ
http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm
- ・日本学術振興会 科学研究費補助金ホームページ
<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>
- ・九州大学 科学研究費補助金ホームページ
<http://kaken.jimu.kyushu-u.ac.jp/>
- ・九州大学 学術研究推進機構 研究戦略企画室ホームページ
<http://www.srp.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

- ・科学研究費補助金の事務手続について
各部局の科学研究費補助金事務担当係(別紙)
- ・科学研究費補助金制度、事務手続全般について
学術研究推進部学術研究推進課学術研究推進第一係 092-642-2174、2130

科学研究費補助金事務担当係一覧

(別紙)

部局等名	事務担当係	内線番号	FAX	メールアドレス※
人文科学研究院	貝塚地区事務部総務課庶務第一係	箱崎 99-3163	箱崎 99-3104	kashomu1@jimu.
国際教育センター				
附属図書館付設記録資料館(九州文化史資料部門)				
人間環境学研究院	貝塚地区事務部総務課庶務第二係	箱崎 99-3164	箱崎 99-3104	kashomu2@jimu.
国際教育センター				
法学研究院	貝塚地区事務部総務課庶務第三係	箱崎 99-3171	箱崎 99-2349	kashomu3@jimu.
国際教育センター				
経済学研究院	貝塚地区事務部総務課庶務第四係	箱崎 99-4173	箱崎 99-2349	kashomu4@jimu.
国際教育センター				
附属図書館付設記録資料館(産業経済資料部門)	附属図書館事務部付設記録資料館	箱崎 99-2511	箱崎 99-2507	sekitan@jimu.
理学研究院	理学部等事務部研究戦略係	箱崎 99-8326	箱崎 99-2522	rixkenkyo@jimu.
先導物質化学研究所(箱崎)				
総合研究博物館				
宙空環境研究センター				
アイソトープ総合センター(箱崎地区)				
国際教育センター				

部局等名	事務担当係	内線番号	F A X	メールアドレス※
医学研究院	医系学部等事務部学術協力課研究戦略係	馬出 91-6780	馬出 91-6776	ijkkaken@jimu.
歯学研究院				
薬学研究院				
生体防御医学研究所				
アイソトープ総合センター（馬出地区）				
国際教育センター	特定大型研究支援センター馬出地区研究支援室運営支援係	馬出 91-6871	馬出 91-6405	mdtsien@jimu.
先端医療イノベーションセンター				
先端融合医療レドックスナビ研究拠点	特定研究支援部レドックスナビ研究拠点特別支援室庶務係	馬出 91-6862	馬出 91-6024	rnakensien@jimu.
先端融合医療創成センター				
工学研究院	工学部等事務部総務課研究企画係	伊都 90-2730	伊都 90-2712	kenkyo@kj.
システム情報科学研究院				
システムL S I 研究センター				
超伝導システム科学研究センター				
未来化学創造センター				
鉄鋼リサーチセンター				
水素エネルギー国際研究センター				
超高压電子顕微鏡室				
加速器・ビーム応用科学センター				
統合新領域学府				
中央分析センター（工）				
日本エジプト科学技術連携センター				
国際教育センター				
稲盛フロンティアセンター	特定大型研究支援センター伊都地区研究支援室庶務係	伊都 90-3900	伊都 90-3894	sprsyomu@jimu.
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	最先端有機光エレクトロニクス特別研究支援室庶務係	伊都 90-6920	伊都 90-6921	elesyomu@jimu.
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所支援部門研究支援・国際連携グループ	伊都 90-6934	伊都 90-6939	wpikenkyu@jimu.
芸術工学研究院	芸術工学部事務部総務課企画・広報係	大橋 95-4570	伊都 95-4593	gkskenkyo@jimu.
国際教育センター				
農学研究院	農学部事務部戦略企画係	箱崎 99-8906	箱崎 99-2804	noxsksubsidy@jimu.
附属農場、附属演習林				
熱帯農学研究センター				
生物環境利用促進センター				
バイオアーキテクチャーセンター				
国際教育センター				
比較社会文化研究院	比較社会文化学府等庶務係	伊都 90-5765	伊都 90-5769	hbssyomu@jimu.
言語文化研究院				
高等教育開発推進センター				
数理学研究院				
マス・フォア・インダストリ研究所				
国際教育センター				
総合理工学研究院	筑紫地区事務部庶務課研究協力係	筑紫 93-7504	筑紫 93-7060	srskaken@jimu.
先端物質化学研究所				
応用力学研究所				
健康科学センター				
炭素資源国際教育研究センター				
中央分析センター				
産学連携センター				
伊藤極限プラズマ研究連携センター				
情報基盤研究開発センター	情報システム部情報企画課企画総務グループ	箱崎 99-8226	箱崎 99-2294	ogssyomu@jimu.
附属図書館	附属図書館事務部図書館企画課庶務係	箱崎 99-8250	箱崎 99-2330	tokshomu@jimu.
大学病院	病院事務部戦略企画課研究支援係	馬出 91-5047	馬出 91-5008	byssien@jimu.
韓国研究センター	国際部国際企画課国際交流係	箱崎 99-7093	箱崎 99-4242	intlkkoryu@jimu.
留学生センター				
国際交流推進室				
大学評価情報室	企画部企画課評価企画係	箱崎 99-7061	箱崎 99-2242	kikhoka@jimu.
知的財産本部	学術研究推進部産学連携課産学連携係	箱崎 99-8110	箱崎 99-4363	kissangaku@jimu.
ロバート・ファン/アントレプレナーシップ・センター				
新キャンパス計画推進室	施設部施設企画課総務係	箱崎 99-2213	箱崎 99-2207	ssksomu@jimu.
教育改革企画支援室	学務部学務企画課総務係	箱崎 99-2245	箱崎 99-2252	gagsomu@jimu.
大学文書館	総務部総務課総務第二係	箱崎 99-2292	箱崎 99-7646	syxsiryo@jimu.
キャリアサポート課	学務部キャリアサポート課就職支援係	箱崎 99-4487	箱崎 99-2252	gassyokusien@jimu.
研究戦略企画室	学術研究推進課学術研究推進第一係	箱崎 99-2174	箱崎 99-4317	sykkaken@jimu.
女性研究者キャリア開発センター	学術研究推進課学術研究推進第二係	箱崎 99-7077	箱崎 99-4317	kissen@jimu.
東アジア環境研究機構	東アジア環境研究機構事務支援室	伊都 90-2567	伊都 90-2568	office@rieae.

※メールアドレスの末尾には、「kyushu-u.ac.jp」を記載してください。

競争的資金制度

競争的資金とは、第3期科学技術基本計画において定義されているとおり「資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し研究者等に配分する研究開発資金」のことを指します。

つまり、競争的資金は研究者の実績と創意を評価して個人の研究を支援することにより、研究者の能力を最大限に発揮させ、世界最高水準の研究成果を創出するとともに、競争的な研究環境の形成に寄与するための根幹的な研究資金です。

★もっと詳しく知るには

- ・「競争的資金制度一覧」はこちらのホームページから

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

- ・競争的資金の応募についてはこちらのホームページから(注)

【府省共通研究開発管理システム(「以下、e-Rad」)】

<http://www.e-rad.go.jp/>

(注) 応募に際してはe-Radによる応募手続の他に、併せて紙媒体での申請も必要となる場合がありますので、事前に、所属部局の研究協力関係事務を所掌している係にお問い合わせください。

- ・九州大学 学術研究推進機構 研究戦略企画室 ホームページ

<http://www.srp.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

- ・グローバルCOEプログラムについて
学術研究推進部学術研究推進課学術研究企画係 092-642-7368
- ・科学技術振興調整費について
学術研究推進部学術研究推進課学術研究推進第二係 092-642-7077、7267
- ・上記以外について
学術研究推進部学術研究推進課学術研究推進第一係 092-642-2130、2174

研究助成金

研究助成金とは、民間の財団法人等が、各々の財団ごとに、研究助成金の趣旨や研究助成の対象分野、助成金額を定め、募集を行う制度です。

各研究者は、各々の研究助成金の内容を「応募要項」等で確認し、各研究助成金の趣旨にあったものに応募します。

募集を行った財団法人等は、応募者から送付された申請書(応募書類)を、各財団の定めた選考基準に照らして審査を行い、助成対象者を決定します。

★もっと詳しく知るには

- ・「助成金等の募集情報」

<http://boshu.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

注意! 研究助成金の中には、応募時に総長推薦が必要な助成金、部局長推薦が必要な助成金、大学ごとに申請件数に制限がある助成金((例)九州大学で1件等)があります。

その場合は、学内で推薦に係る事務手続きや応募者の調整を行う必要がありますので、それらの条件のある助成金に応募される場合は、事前に、所属部局の研究協力関係事務を所掌している係にお問い合わせください。

◆問合せ先

学術研究推進部学術研究推進課学術研究推進第一係

内線 : 箱崎99-8059、2130、2174、8113

ダイヤルイン : 092-642-2130、2174

P&P(教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト)

P&P(教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト)は、九州大学として、一定の期間、研究費等の重点配分を行い、教育と研究の一層の発展を図ることを目的とするものです。集中的に支援することで、研究の一層の発展を促し、新たな競争的資金の獲得の原動力となっています。本プロジェクトはAタイプ～Gタイプに類型化しており、それぞれの目的に沿って支援しています。

○各タイプの性格等(平成22年度「募集要領」より抜粋)

種 目	性 格	申 請 額 (年額/1件)	研究期間	採択件数 (目安)
A タ イ プ	【九州大学のC O E 研究】 我が国の中核的な学術研究拠点として発展する可能性を有する優れた研究を、九州大学におけるC O E 研究として支援する。 なお、ここでいうC O E 研究とは、次のようないずれかの研究を指すとともに、科学研究費等におけるC O E 研究に発展する可能性をもつもの又は学内共同の研究センター等の設立の展望を有するものとする。 ①世界レベルの卓越した研究に発展する可能性をもつ研究 ②九州大学においてこれから必要とされる先端的研究	2,000万円まで	3年間	1件程度
B タ イ プ	【九州大学のアジア総合研究】 九州大学の学際的研究の柱として「アジア総合研究」を位置付け、全学的に推進する。	500万円まで	1年間 ～ 2年間	2件程度
C タ イ プ	【教育研究システム改革プログラム支援】 本学の教育研究システムの改革に資する先導的なモデルプログラム・プロジェクトの支援を行い、その成果を学内へフィードバックすることにより、学内全体の教育研究システムの改革を支援する。(モデルの例) ①地域との連携による教育研究システム ②産学連携による教育研究システム ③国際連携による教育研究システム ④学内機器の共同利用等の推進による教育研究システム ⑤異分野融合による教育研究システムの開発など	500万円まで	2年間	3件程度
D タ イ プ	【若手研究者支援】 ここでいう若手研究者とは、申請時に満39才以下の者(D-3については概ね36才未満の者)とする。 D－1：萌芽的若手研究 若手研究者による独創的な発想や意外性のある着想に基づく芽生え期の研究を支援する。 D－2：若手スタートアップ 九州大学に採用されたばかりの若手研究者に対し、研究活動のスタートアップのための研究費支援を行い、若手研究者の活動を活性化する。 D－3：ポスドク研究奨励費 九州大学のポスドクター（以下「ポスドク」という。）が行う研究に対して、研究生生活の初期において、自由な発想のもとに、主体的に研究活動が行える機会を与え、将来を担う研究者を育成・支援する。	500万円まで 100万円まで 100万円まで	1年間 1年間 1年間	5件程度 5件程度 5件程度
E タ イ プ	【人文・社会科学及び基礎科学分野の支援】 E－1：人文・社会科学におけるプロジェクト型研究のスタートアップ支援 人文・社会科学分野において、プロジェクト型研究を計画・推進する際に必要な、実現可能性についての調査・研究を全学的に支援する。 E－2：人文・社会科学及び基礎科学 学術文化を総合的に振興するという九州大学の基幹大学としての基本的姿勢を明示する立場から、人文・社会科学及び基礎科学の研究を重点的に支援する。 E－3：特定プロジェクト型研究 人文・社会科学を中心とした学際的・学融合的課題設定型プロジェクト研究や自然科学を含む分野(部局)横断型の研究プロジェクトを推進することにより、次世代を担う新学術領域の創成を目指すプロジェクト研究を支援する。	100万円まで 500万円まで 1,000万円まで	1年間 1年間 ～ 2年間 1年間 ～ 2年間	1件程度 3件程度 2件程度

種目	性 格	申請額 (年額/1件)	研究期間	採択件数 (目安)
Fタイプ	[大型科研費種目リトライサポート] 科学研究費補助金の大型種目(特別推進研究、新学術領域研究、基盤研究(S)、また人文・社会科学系にあっては基盤研究(A))以下「大型科研費種目」という。)に係る研究について、募集年度ヒアリング審査にて不採択となった課題に限定し(基盤研究(A)を除く)、次年度に必ず再申請することを条件に、大型科研費種目へのチャレンジを促進するための支援を行う。	1,000万円まで (人文・社会科学系にあっては500万円まで)	再申請の採択結果が通知されるまでの1年間	3件程度
Gタイプ	[九州大学の研究成果の情報発信支援] 学術的価値の高い研究内容または成果の社会への公開や国際発信のために開催する研究集会・シンポジウム等について助成を行う(①研究成果公開発表)。また、主として人文・社会科学分野に対し、広く研究成果を社会に公開するために刊行する学術刊行物・図書等に対する助成を行う(②学術刊行物・図書等)。	① 500万円まで ② 100万円まで	1年間 1年間	1件程度 5件程度
特別枠	[機動的プログラム・プロジェクト支援] 学内外の動向により生じた緊急かつ重要な課題及びパイロット的な課題に対し、研究担当理事が研究戦略委員会の意見を聴いた上で、機動的に支援を行う。	2,000万円の枠内で配分	年度末までの期間	—

※採択目安件数については、予算の状況、応募の結果を踏まえ採択時に調整することがあります。

○選定方針

P&Pでは、科研費など競争的資金の審査経験者・外部有識者などを審査委員に配置すると共に、計画の将来性・発展性を考慮し、特定の学問分野、研究領域等に偏らず、幅広い分野の優れた計画を選定するよう留意しています。

注意! P&Pの募集要領は研究動向を鑑みるによりタイプの変更を行うなど、弾力的な取扱いをしています。各タイプの性格、申請額、採択件数などは各年度により異なることがありますので、申請の際は必ず、下記P&Pホームページを参照いただくか、下記にお問い合わせください。

★もっと詳しく知るには

- ・ P&P ホームページ
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/P&P/index.html>

◆問合せ先

- ・ 学術研究推進部学術研究推進課学術研究企画係
TEL: 092-642-7368

国際交流(教員・研究者)

九州大学では、国際的な教員・研究者間の交流を活発に行うため、「国際化拠点整備事業(グローバル30)」、「留学生30万人計画」などを推進するとともに、派遣・招へい等の各種支援事業を積極的に実施しています。

○教員・研究者の国際交流状況(派遣・受入)

九州大学における教員の海外派遣、外国人数員数及び外国人研究者の受入状況、海外の協定締結校については以下に示すとおりです。

*本学教員・研究者の海外派遣数

海外派遣研究者数の推移

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
短期派遣者 (30日以内)	2,756	3,006	2,500	2,882	2,776
増減数(前年度比)	173	250	-506	382	-106
長期派遣者数 (31日以上)	69	48	39	47	50
増減数(前年度比)	-6	-21	-9	8	3

出典：文部科学省「国際研究交流状況調査」

*外国人数員・研究者の受入数

外国人数員数の推移

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
5月1日現在の数	50	45	46	44	73
増減数(前年度比)	-1	-5	1	-2	29

出典：九州大学総務部人事課

外国人研究者数の推移

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
短期派遣者 (30日以内)	607	876	861	607	709
増減数(前年度比)	3	269	-15	-254	102
長期派遣者数 (31日以上)	170	215	163	139	148
増減数(前年度比)	-34	45	-52	-24	9

出典：文部科学省「国際研究交流状況調査」

* 協定校一覧

九州大学は大学間(学術：110機関、学生：108機関)、部局間(学術：202機関、学生：102機関)の協定を締結しています(平成23年2月1日現在)。

現在の協定締結状況について

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/institutions/>

大学間 学術・学生交流協定一覧

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/agree-list1.php>

部局間 学術・学生交流状況一覧

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/agree-list2.php>

○外国人教員・研究者の受入

海外からの優秀な人材の受け入れを積極的に推進し、最先端の研究情報を取り入れながら大学の国際競争力の強化を目指しています。

* 外国人教員・研究者の受入支援(外国人留学生・研究者サポートセンター関係)

急増する外国人留学生や研究者の受入を円滑に行うため、受入の諸手続き、生活支援及び英語の支援を行う「外国人留学生・研究者サポートセンター」を、各キャンパスに設置しています。

* 事務手続きの窓口(各部局及び国際部)

事務手続きについては各部局の国際交流担当係へお問い合わせください。

また、上記「外国人留学生・研究者サポートセンター」の問合せ先については次の URL を参照してください。

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/contact.html>

○国際開発協力

アジア重視戦略を掲げる本学は、アジアを中心とする開発途上国に対する教育・研究、技術開発、人材育成をこれまで持続的に展開してきました。本学は国際協力機構(JICA)との連携を通じたプロジェクトや二国間のパートナーシップに基づく海外の大学設立への協力などを実施しています。

* JICA等を通じた国際開発協力への取り組み例

(1) JICA 関連事業

口腔健康科学教育コース(集団研修コース)

ASEAN工学系高等教育ネットワーク(Seed-Net)

ハサヌディン大学(インドネシア)工学部強化計画プロジェクト

ICTを活用したBOP底辺層農民所得向上プロジェクト(バングラデシュ)

ネパール国ナワルパラシ郡における砒素汚染被害軽減のための啓発事業

(2) 二国間のパートナーシップに基づく海外の大学設立への協力

エジプト日本科学技術大学(E-JUST)設立プロジェクト

インド工科大学(IIT)ハイデラバード校設立プロジェクト

マレーシア日本国際工科院(MJIT)

(3) 本学独自の国際開発協力事業

東ティモール国立大学支援事業

○外部資金

国際展開に必要な外部資金の情報は、

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/index.htm>

(国際部Webサイトの教職員向け情報：各種助成制度、日本学術振興会)をご覧ください。

* JICAやJSPS等の国際交流関係事業への申請手続き・窓口の紹介

・青年海外協力隊に関する窓口

独立行政法人 国際協力機構 JICA 九州

092-733-5638

jicadpd-desk-fukuokashi@jica.go.jp

・JSPSに関する窓口

国際部国際企画課 国際交流係 092-642-2136

intlkoryu@jimu.kyushu-u.ac.jp

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/gakushin/appli.htm>

○組織・職名の英語呼称

日本語	英語	日本語	英語
教授	Professor	助教	Assistant Professor
准教授	Associate Professor	准助教	Research Associate
講師	Lecturer / Assistant Professor	助手(教務助手)	Research Associate

九州大学における組織・職名の英語訳は、平成19年3月6日、平成19年7月10日及び平成23年1月28日開催の国際交流専門委員会において承認されています。

その他については

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/eigokosho.htm> をご覧ください。

★もっと詳しく知るには

- ・国際部Webサイト内の教職員向け情報
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/index.htm>
- ・外国人留学生・研究者サポートセンターWebサイト
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/index.html>

◆問合せ先

- ・外国人教員・研究者の受入 / 外部資金 / 職名の英語呼称について
国際部国際企画課 国際交流係 092-642-2136
intlkoryu@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・国際開発協力について
国際部国際企画課 海外事業係 092-642-7012
intlkaigai@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・外国人留学生・研究者サポートセンターについて
国際部留学生課 留学生支援係 092-642-4323
intlrshien@jimu.kyushu-u.ac.jp

研究不正の防止

今日の科学研究が限りなく専門化を深め複雑かつ多様な研究方法・手段を駆使して行われる結果、科学的成果・知見が飛躍的に増大していく反面、科学者同士でさえ、互いに研究活動の実態を把握しにくい状況となっていることから、科学者が公正に研究を進めることが従来以上に重要になってきています。

また、厳しい財政事情にもかかわらず、未来への先行投資として、国費による研究費支援の増加が図られている中にあるのは、貴重な国費を効果的に活用する意味でも、研究活動の公正性の確保がより一層強く求められています。

このような背景を受けて、文部科学省の要請により「科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会」が平成18年8月8日付けで「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」提言を行っています。本学においても、研究不正行為の防止に向けて、このガイドラインに基づき、関係規則を制定し、研究不正防止に関する説明会を行う等の活動を行っています。

○行動基準

九州大学における研究に従事する全ての者は、九州大学学術憲章に則り、より善き知の探求と創造・展開の拠点である九州大学の一員であることを自覚し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼に応え得る研究活動の遂行に努めなければなりません。

- (1) 研究者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
- (2) 研究不正を行わない。
- (3) 研究不正に荷担しない。
- (4) 周囲の者に対して研究不正をさせない。
- (5) 研究不正を黙認しない。

○研究者とは

- (1) 教員、学生その他の本学において研究に従事する者
- (2) 本学において研究指導を受ける者
- (3) 本学の施設設備を利用する者
- (4) (1)～(3)までに掲げる者であった者

○不正行為とは

次に掲げる研究活動上の行為(故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものを除

く。)

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) その他 虚偽の記述等又は(1)、(2)若しくは(3)に準ずる行為
- (5) 上記の行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

○研究不正行為防止のための遵守事項

研究責任者等は、健全な研究活動を保持し、研究不正が起こらない研究環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 研究チームなどにおいて、研究報告、各種計測データ及び実験手続きなどに関し、適宜確認を行う。
- (2) 教職員、学生など研究に携わる者には、実験記録・資料等は個人の私的なものではなく、公的なものであるという意識を持たせるとともに、その記載方法に関し、指導を徹底する。
- (3) 実験記録・資料や各種計測データ等を記録した紙及び電子記録媒体等は、成果物発表後も一定期間保管し、他の研究者等からの問合せ、調査照会等に対応できるようにする。

- (4) 論文を共同で発表するときは、責任著者と共著者との間において、責任の分担を確認する。

○不正行為相談・申立窓口 (下表)

※ まず、学術研究推進部学術研究推進課総務係にご相談ください。

★もっと詳しく知るには

- ・ 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316/001.pdf
- ・ 研究不正について
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/kenkyuinfo/fusei.pdf>
- ・ 研究不正行為への対応
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/kenkyuinfo/mousitate.pdf>
- ・ 九州大学学術憲章
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/charter/research-j.php>

◆問合せ先

- ・ 学術研究推進部学術研究推進課総務係
092-642-2131

窓 口	内線番号	メールアドレス
貝塚地区事務部総務課長	箱崎 99-2351	kaskacho@jimu.
理学部等事務長	箱崎 99-2520	rixjimch@jimu.
医系学部等事務部学術協力課長	馬出 91-6771	ijkkacho@jimu.
病院事務部戦略企画課長	馬出 91-5031	ibmkacho@jimu.
工学部等事務部総務課長	伊都 90-2706	kookacho@jimu.
芸術工学部事務部総務課長	大橋 95-4410	gkskacho@jimu.
農学部事務長	箱崎 99-2801	noxjimch@jimu.
比較社会文化学府等事務長	伊都 90-5760	hbxjimch@jimu.
筑紫地区事務部庶務課長	筑紫 93-7501	srskacho@jimu.
附属図書館事務部 図書館企画課長	箱崎 99-2323	tokkacho@jimu.
学術研究推進部長	箱崎 99-7047	gjxbucho@jimu.

※メールアドレスの末尾には、「[kyushu-u.ac.jp](http://www.kyushu-u.ac.jp)」を記載してください。

研究費の適正な使用

研究費の原資の多くは「国民の税金」でまかなわれていることから、研究に携わる職員には、限られた研究費を有効に使い最大の効果を挙げることに努めるとともに、研究費の適正な使用をもって社会の信頼に応える研究活動することが求められます。

研究費の不正・不適切使用は、いかなる理由によっても正当化されないものであり、研究者生命を脅かしかねない問題に止まらず、大学の責任が厳しく追及されるばかりか、国民の不信感を招き、ひいては国が推進する科学技術振興施策そのものへの信頼をも揺るがしかねない行為です。

研究に携わる職員は、研究費の性質及び使用ルール等の不十分な理解から生じる研究費の不正・不適切使用を防止するためにも、これらのことを十分理解したうえで研究活動を遂行することが必要となります。

○研究費の性質

- ・研究費の原資の多くは「国民の税金」であり、その研究費は社会から負託されたもので、研究者個人のものではありません。
- ・研究費は、研究者個人の発意で提案され、採択・交付されたものであっても、大学が「研究機関」として適切に管理することが求められます。
- ・研究費は、その種類によって守るべきルールが異なります。特に国や独立行政法人から交付される研究費（競争的資金）は、それぞれに使用ルールが定められていますので、研究費を使用する際は、そのルールを確認することが必要です。

○研究費の不正・不適切使用

- ・研究費の不正使用の主な事例は次のとおりです。
 - ①カラ謝金
実体を伴わない作業の謝金（給与）の全部又は一部を大学を騙して支払わせること。
 - ②カラ出張及び出張費用の水増し請求
実体を伴わない旅費の全部又は一部を大学を騙して支払わせること。
 - ③カラ発注、書類の書き換え及び預け金
架空の取引により大学を騙して代金を支払わせ、業者にその代金を預け、管理させること。
研究室で管理することも同様。
- ・研究費の不正・不適切使用とは、研究費を私的に

に流用又は着服することのみならず、研究費の使用ルールに違反して使用することも含みます。

- ・研究費によっては、様々なルールで使用が制限されており、使用しにくい印象を帯びることは否めませんが、これによって不正・不適切使用が正当化されことはありません。

○研究費の適正な使用と制限

- ・研究費は、研究目的に沿って、公正性及び透明性を確保しつつ、経済的かつ効率的に使用してください。
- ・研究費を使用するときは、予め支出財源を明確にしてください。
- ・研究費の使用が年度末に集中しないよう、研究計画に沿って適切な時期に使用してください。
- ・不正・不適切使用は取引先業者との親密な関係から発生することが多くあり、普段から高い倫理観をもって、節度ある行動をしてください。
- ・国や独立行政法人から交付される研究費（競争的資金）は制度（事業）ごとに使用できない経費が設定されています。競争的資金（直接経費）の共通の使用制限事項は次のとおりです。

- ①他の経費との混同（合算）使用の禁止（競争的資金によっては例外的に許容される場合があります。）
- ②目的外使用の禁止
- ③経費の使用制限（研究機関で常備すべき物品の購入禁止など）

○研究費の適正な使用のための行動基準

研究費の適正な使用のため、次の「九州大学における研究費の適正な使用のための行動基準」を常に意識した行動に努める必要があります。

<九州大学における研究費の適正な使用のための行動基準>

- 九州大学における研究等に従事する全ての者は、九州大学学術憲章に則り、より善き知の探求と創造・展開の拠点である九州大学の一員であることを自覚し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼に応え得る研究活動の遂行に努めなければならない。
- (1) 研究従事者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
 - (2) 研究費の不正使用を行わない。
 - (3) 研究費の不正使用に荷担しない。
 - (4) 周囲の者に対して研究費の不正使用をさせない。
 - (5) 研究費の不正使用を黙認しない。

○研究費の不正使用情報の通報窓口

不正・不適切使用情報の通報は、次のところで受付けています。

九州大学監査室

〒812-8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号

TEL 092-642-7016

E-mail tuho@jimu.kyushu-u.ac.jp

＜通報に当たっての留意事項＞

- ①原則として顕名によること。なお、通報者は、通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。
- ②通報するに足る実証的根拠を示してください。
- ③悪意に基づく虚偽の通報の場合には、原則として当該通報した者の氏名等を公表します。

★もっと詳しく知るには

- ・研究費の使用に関する関連情報

<http://kenkyuhi-in.jimu.kyushu-u.ac.jp/>

- ・研究費使用ハンドブック

<http://kenkyuhi-in.jimu.kyushu-u.ac.jp/handbook.pdf>

◆問合せ先

- ・研究費の適正な使用について

財務部財務企画課財務企画係 092-642-2164

- ・研究費の不正使用情報の通報について

監査室 092-642-7016

放射線障害防止等

放射線や放射性同位元素等の利用の促進に伴う有害な放射線障害の発生の危険性から、放射線業務に従事する人や一般の人々を守るため、放射性物質を使用するにあたり、遵守しなければならない法律が定められています。本学においても、九州大学放射線予防規則等を制定し、放射線障害の防止に努めています。



○放射性物質について

放射性物質とは、放射能（放射線を出す能力）を持つ物質の総称で、トリチウム、コバルト60、ウラン、トリウムなど（これらにより汚染された物を含む。）がこれに該当します。これら物質は、「放射性同位元素」又は「核原料物質、核燃料物質」に大別されま

す。

①放射性同位元素

トリチウム、コバルト60、セシウム137等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物をいいます。

②核燃料物質

天然ウラン、劣化ウラン、濃縮ウラン、トリウム、プルトニウムをいいます。

③核原料物質

ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質をいいます。

○放射線障害防止規程

放射性物質を研究で使用するためには、九州大学放射線障害防止規則に則り、取扱部局等で定めている放射線障害防止規程を遵守しなければなりません。

放射線障害防止規程は、主に次の事項について規定しています。

- ①安全委員会の設置
- ②放射線取扱主任者等の配置
- ③施設設備等の点検
- ④業務従事者の登録
- ⑤使用前手続き
- ⑥使用手順等
- ⑦使用後の処理
- ⑧管理
- ⑨廃棄
- ⑩業務従事者に対する教育訓練
- ⑪健康管理
- ⑫被爆線量の測定
- ⑬事故・危険時の処置
- ⑭法等に違反したときの処置

*放射線障害防止規程を置く部局

取扱施設
アイソトープ総合センター箱崎地区実験室
アイソトープ総合センター病院地区実験室及び病院地区学生実習室
アイソトープ総合センターセミハイレベル実験室
理学部等
医学部
医学部保健学科
病院
歯学部
薬学部
工学部等
農学部
比較社会文化学府等
総合理工学府
生体防御医学研究所（福岡地区）
生体防御医学研究所（別府地区）等
応用力学研究所
先端物質化学研究所
加速器・ビーム応用科学センター
稲盛フロンティア研究センター

○取扱い等を始めるにあたって

放射性同位元素、放射線発生装置またはX線発生装置(加速電圧1,000 kV以上の電子顕微鏡を含む。)を取扱い、管理またはこれに付随する業務に従事しようとする場合は、放射線取扱者従事登録を行わなければなりません。

＊新規登録手順

- ①所属部局長へ登録希望の申し出を行う。
- ②所属部局担当事務から、「登録申請カード」「ガラスバッジ申込書」「取扱者手帳」の配付を受ける。
- ③教育訓練の受講(アイソトープ総合センターや各アイソトープ取扱施設で実施)
- ④「登録申請カード」「ガラスバッジ申込書」「取扱者手帳」に必要事項を記入し提出する。
- ⑤後日、部局事務から「健康診断日程通知」「電離放射線健康診断個人票」「電離放射線健康診断問診票」の配付を受ける。
- ⑥健康診断の受診(血液検査室、眼科)
- ⑦健康診断の結果通知(個人票、問診票の写しの交付)
- ⑧健康診断の結果を「取扱者手帳」に添付
- ⑨登録完了通知が交付される。

○核燃料物質等の取扱い

核燃料物質を使用しようとする場合、その種類と数量によって、文部科学大臣の許可を受ける必要があります。また、核燃料物質の使用者に対しては、保安措置、報告等の義務が課せられます。また、一定量以上の核燃料物質を使用する施設に対しては、各種検査や保安規定の認可など、厳しい安全規制を実施しています。

★もっと詳しく知るには

- ・放射線障害防止法による安全規制(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/ankenkakuho/boushihou/index.html
- ・核燃料物質、核原料物質の使用(文部科学省)
http://www.mext.go.jp/a_menu/ankenkakuho/genshiro_ankenkisei/1260772.htm
- ・九州大学アイソトープ総合センター
<http://www.scc.kyushu-u.ac.jp/RI/>

◆問合せ先

学術研究推進部学術研究推進課学術研究推進第三係
092-642-4310、4312、8058

動物実験

近年、世界各国において動物愛護の動きが高まり、一部の国では動物実験を行うに当たり国の認定や許可を必要としたり、実験施設を登録制にするなどの措置がとられています。

このように最近の海外での厳しい状況や国内の動物愛護の高まりを踏まえ、平成17年6月、議員立法により「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)」が改正され、平成18年6月に施行されました。この法律における動物実験等については、第41条において3Rの概念を明記し、Replacement(代替法)およびReduction(数の低減)を配慮事項とし、Refinement(苦痛の軽減)を義務付けました。

本学においては、動物愛護法の改正を機に、文部科学省から示された指針に基づき、「九州大学動物実験規則(以下「動物実験規則」という。)」等を改訂し、適正な実験動物の飼養保管及び動物実験の実施を図っています。

○実験動物について

「動物実験規則」において対象となる動物は、動物実験等のため、本学における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物です。ただし、畜産に関する飼養保管の教育、試験若しくは研究又は畜産に関する育種改良及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物(一般に産業用家畜と見なされる動物種に限る。)の飼養又は保管については、この規則の適用範囲外です。

○動物実験規則で定められていること

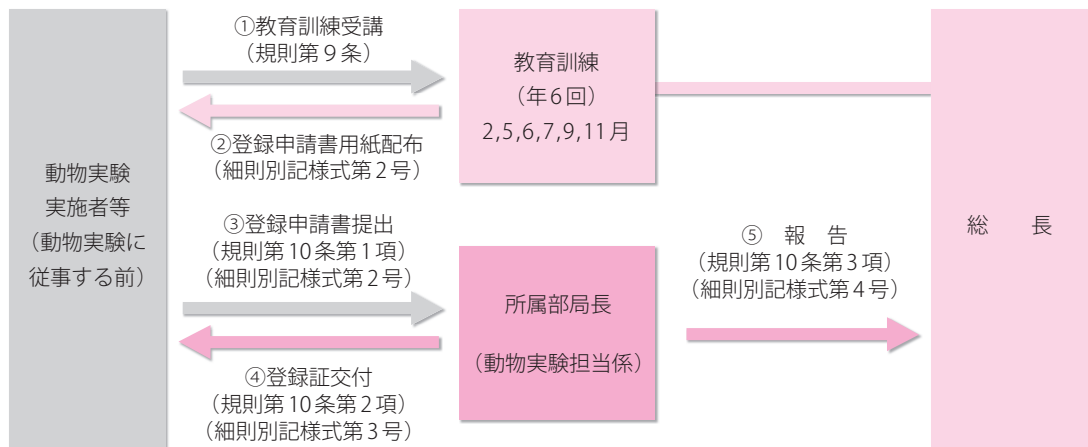
「動物実験規則」には、適正な実験動物の飼養保管及び動物実験を行う上で遵守しなければならない事項(教育訓練、実験従事者登録、健康診断、動物実験計画の審査手順、動物実験実施者の責務等)が制定されています。

動物実験を実施する研究者は、この「動物実験規則」と「九州大学動物実験細則」及び実施部局で別に定められた内規等を遵守しなければなりません。

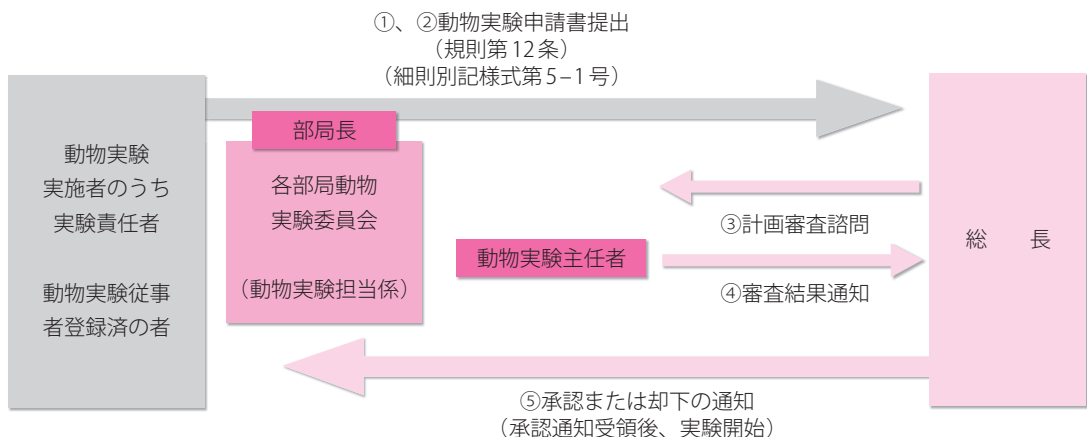
○実験を始めるにあたって

新たに動物実験を行う研究者は、次の手順で手続きを行うことになります。

・動物実験従事者の登録



・動物実験計画の審査・承認手続き



注意！ 実験動物を飼養保管する施設及び動物実験を行う施設は、別途承認を受けていなければなりません。

場合は、施術する実験室が向精神薬試験研究施設であることが必要です。向精神薬試験研究施設として登録されていない場合は、部局事務を通じて、九州厚生局長(事務担当：厚生労働省九州厚生局麻薬取締部)に申請書を提出します。

○動物実験を行う上で、別途申請しなければならない主な制度等

①遺伝子組換え実験を伴う場合

遺伝子組換えを行った動物を取り扱う場合は、別途、九州大学遺伝子組換え実験安全委員会に申請しなければなりません。

②動物に対し麻酔薬等として麻薬・向精神薬を投与する場合

ケタミン(ケタラール)等の麻薬を使用する場合は、別途麻薬研究者免許が必要です。免許を申請する場合は、部局事務を通じて、福岡県知事(事務担当：福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係)に申請書を提出します。

ペントバルビタール等の向精神薬を使用する

★もっと詳しく知るには

動物実験に関するホームページ(関連規則、年6回の教育訓練の開催予定など)

<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/animal/>

ケタミンの麻薬指定に関する特集(福岡県麻薬係の情報ページ)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b02/mayaku-.html>

◆問合せ先

学術研究推進部学術研究推進課学術研究推進第三係
092-642-4310、4312、8058

遺伝子組換え実験

遺伝子組換え実験を行うにあたっては、遺伝子組換え生物等の環境中への拡散防止及び実験の安全確保のために、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」及び関係法令並びに学内規程を遵守することが必要です。

○遺伝子組換え実験承認手続き

遺伝子組換え実験を開始する際は、実験責任者が、実験計画書を作成し、所属部局の安全主任者の確認を受けた後、所属部局長に実験計画書を提出します。実験計画書は遺伝子組換え実験安全委員会で審査され、審査結果は所属部局長を通じて実験責任者に通知されます。実験は、承認通知を受けてから開始してください。

なお、実験には次のとおり大臣確認実験及び機関承認実験があります。

・大臣確認実験

計画している遺伝子組換え実験が、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たり執るべき拡散防止措置等を定める省令」第4条

関係別表第一に掲げられているもの。実験責任者は、安全主任者に実験計画書の確認を受ける前に、文部科学省による確認を得る必要があります。

・機関承認実験

上記以外の実験。

※哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を用いて実験を行う場合は、動物実験委員会に動物実験申請書を提出する必要があります。

○遺伝子組換え生物等の譲渡及び譲受に係る手続き

遺伝子組換え生物等を譲渡する際は、譲渡者は譲渡先に明確な使用計画があることを確認した後に、譲渡する必要があります。その際、譲渡する遺伝子組換え生物等についての情報提供を文書等で行う必要があります。このため、本学では遺伝子組換え生物等の搬入に係る確認書、遺伝子組換え生物等の譲渡に係る情報提供書様式を設定しており、これらの内容は事前に安全主任者の確認が必要です。また、譲渡後は速やかに譲渡届出書を所属部局長を経て総長に提出する必要があります。

○遺伝子組換え生物等の輸出入に係る手続き

遺伝子組換え生物等を輸出する際は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則」に定める様式第12で輸出する遺伝子組換え生物等の情報提供を輸出先にする必要があります。

なお、輸入をする際の様式の指定はありません。ノックアウトマウスなどの動物を宿主とした遺伝子組換え生物を輸入する際には、あらかじめ当該遺伝子組換え生物を用いた実験計画書を申請し承認を受ける必要があります。

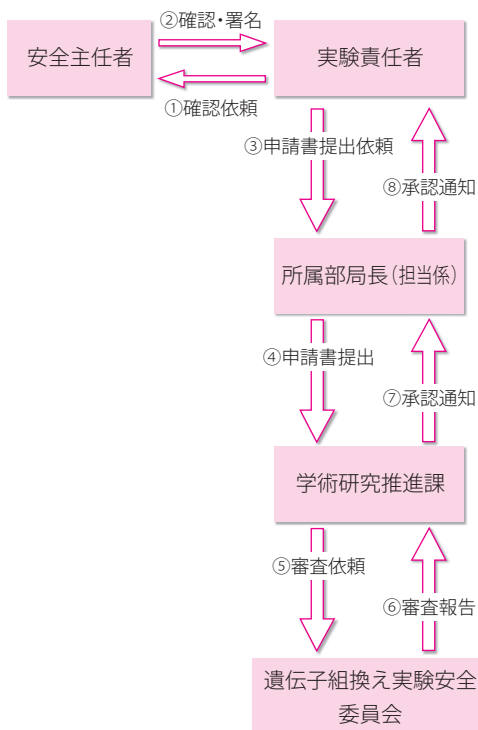
また、輸出入後は速やかに譲渡届出書を所属部局長を経て総長に提出する必要があります。

○遺伝子組換え実験室の認可手続き

P1以外の実験を行う場合、遺伝子組換え実験安全委員会の認可を受けた実験室で行う必要があります。認可を受ける際は、実験室の管理責任者が認可願様式及び実験室の概要図を所属部局長へ提出し認可を受ける必要があります。

※哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を取り扱う場合は、別途、動物実験委員会の承認を得る必要があります。

遺伝子組換え実験計画 申請・審査の流れ



★もっと詳しく知るには

- ・文部科学省 ライフサイエンスの広場 遺伝子組換え実験
<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/anzen.html#kumikae>
- ・九州大学 遺伝子組換え実験について
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/dna/index.htm>
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/data/anzen/houritsu_01.pdf
- ・九州大学遺伝子組換え実験安全管理規則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/zenbun/2004kisoku082.pdf>
- ・九州大学遺伝子組換え実験安全管理細則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/zenbun/2004saisoku012.pdf>
- ・各局局遺伝子組換え実験安全主任者一覧
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/dna/anzenyuninsya.htm>

◆問合せ先

- ・学術研究推進部学術研究推進課学術研究推進第三係
092-642-4310、4312、8058

研究用微生物の取扱い

研究用微生物は病原体の取扱いを誤ると、研究者自身や同室者、さらには第三者にバイオハザードを引き起こす原因となるため、感染症法等の関係法令及び学内規程を遵守し、病原体の適切な取り扱いと管理をすることが必要です。

○学内手続き

研究用微生物を新たに実験に利用又は保管をする際は、用いる研究用微生物に応じて、次のとおりの手続きが必要です。

また、実験の申請及び届出は毎年度行わなければならない、更新しない場合は終了届を提出する必要があります。

- ・**レベル2** (微生物、きのこ類及び寄生虫のうち、哺乳動物等に対する病原性が低いもの)
レベル2の微生物を新たに実験に利用又は保

管しようとする際は、管理部局長に様式第1号の提出が必要です。

- ・**レベル3・4** (微生物及びきのこ類のうち、哺乳動物等に対する病原性が高く、かつ、伝播性のあるもの)

レベル3・4までの微生物を実験に利用若しくは保管を行う際は、様式第2号を管理部局長を経て総長に申請し、その承認を得ることが必要です。

また、供与を行う際は、様式第3号を管理部局長を経て総長に申請し、その承認を得ることが必要です。

※様式は、「遺伝子組換え実験について」のホームページ内にあります。

※微生物を用いる実験室は、遺伝子組換え安全委員会の認可を受けてください。

★もっと詳しく知るには

- ・厚生労働省 感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou17/03.html>
- ・九州大学 遺伝子組換え実験について
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/office/kikaku-bu/kenkyusenryakuka/dna/index.htm>
- ・研究開発二種告示
http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/data/anzen/kokuji_02.pdf
- ・九州大学研究用微生物安全管理規則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/zenbun/2004kisoku083.pdf>
- ・九州大学研究用微生物安全管理細則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/zenbun/2004saisoku011.pdf>

◆問合せ先

- ・学術研究推進部学術研究推進課学術研究推進第三係
092-642-4310、4312、8058

安全保障輸出管理

国際社会においては、国際的な平和及び安全の維持の観点から、大量破壊兵器等の拡散防止や通常兵器の過剰な蓄積を防止するための輸出管理＝安全保障輸出管理を厳格に行うことが求められており、これを受けて我が国では、平和国家としての立場から、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号、以下「外為法」と呼びます。)に基づき、国際的な平和及び安全の維持の妨げになると認められる「貨物の輸出」と「技術の提供」について、事前に経済産業大臣の許可を得ることが義務付けられています。

○貨物の輸出

外為法に基づき規制を受ける「貨物の輸出」とは、内国貨物(貴金属(金を主たる材料とするもの)、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産)を外国に向けて送り出すことをいいます。例えば、以下のような行為はこれに該当します。

- ・海外出張時の試料、部品、試作品、機器等の手荷物としての持出し
- ・海外の研究機関や研究者への装置、試料、試作品等の送付や貸与
- ・海外で開催される学会・シンポジウム等への装置等の出品 等

輸出する貨物の品目・仕様、輸出先によっては、輸出前に経済産業大臣の許可を得る必要がありますが、店頭販売されているような一般的なノートパソコン等を海外渡航の際に自己使用のために持ち出す行為については、基本的には経済産業大臣の許可を得る必要はないと解されています。

○技術の提供

外為法に基づき規制を受ける「技術の提供」とは、貨物を設計、製造又は使用するために必要な特定の情報(＝技術)を、技術データ・技術支援の形態により、外国において、あるいは非居住者に対して提供することをいいます。有償無償は問いません。例えば、以下のような行為はこれに該当します。

- ・海外の共同研究先等又は個別の研究者への技術資料・プログラム等の提供
- ・研究員、留学生、研修生、見学者等への指導・説明
- ・海外の研究機関に対する特許使用許諾に伴うノウハウ等の提供 等

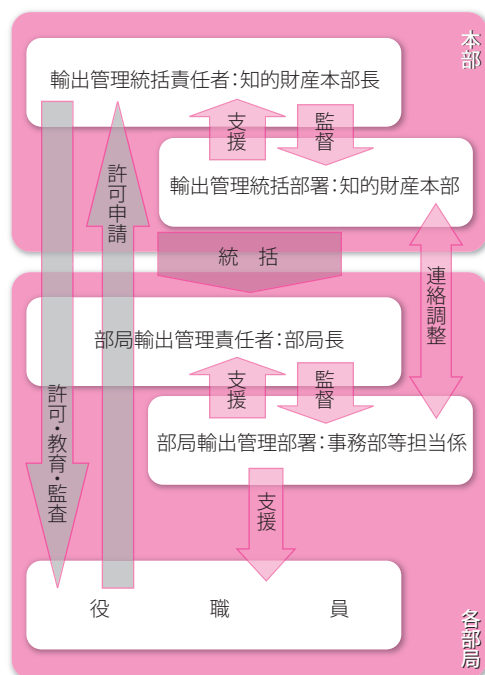
提供する技術の内容、提供地、提供相手の居住者

／非居住者の別によっては、提供前に経済産業大臣の許可を得る必要がありますが、次のような場合はその必要はありません。

- ・新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
- ・学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- ・工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
- ・ソースコードが公開されているプログラムの提供
- ・学会発表用の原稿あるいは展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引
- ・特定の製品の設計・製造を目的としない基礎科学分野の研究活動における技術の提供
- ・工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術の提供 等

○管理体制

本学は、安全保障輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持に教育研究機関として貢献することを目的として、九州大学安全保障輸出管理規程(平成21年度九大規程第72号)を制



定し、以下のとおりに管理体制を構築しました。

＊輸出管理統括責任者（知的財産本部長）

本学における安全保障輸出管理を統括する者で、次に掲げる業務を行います。

- ・安全保障輸出管理の基本方針及び基本施策の決定
- ・技術の提供及び貨物の輸出に関する承認・許可
- ・安全保障輸出管理に関する教育、監査の実施等

＊輸出管理統括部署（知的財産本部）

輸出管理統括責任者を支援する部署で、次に掲げる業務を行います。

- ・安全保障輸出管理の基本方針及び基本施策の企画・立案
- ・技術の提供及び貨物の輸出に関する承認・許可手続
- ・安全保障輸出管理に関する教育、監査の企画・立案等

＊部局輸出管理責任者（各部局長）

各部局における安全保障輸出管理を主宰する者で、次に掲げる業務を行います。

- ・技術の提供及び貨物の輸出に関する審査
- ・安全保障輸出管理に関する教育その他輸出管理統括責任者が実施する業務への協力等

＊部局輸出管理部署（所管事務部等担当係）

各部局における安全保障輸出管理の実務を実施する部署で、次に掲げる業務を行います。

- ・当該部局の役職員が行う安全保障輸出管理に関する支援
- ・部局輸出管理責任者の支援
- ・輸出管理統括部署との輸出管理に関する連絡調整等

○許可手続

役職員は、自身又は自身が主として研究指導を行う学生等が大学の業務上のものとして貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、事前に以下の手順により輸出管理統括責任者の許可を得る必要があります。

＊役職員による確認

役職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、輸出管理統括責任者が定める方法により、以下に掲げる3つの事項について事前確認を行い、その結果を部局輸出管理責任者へ書面により報告します。

- ・当該取引が関係法令において経済産業大臣の許

可を受けるべきものとして特定されている技術又は貨物及び地域に係るものであるか否か

- ・相手先の核兵器等の開発等への関与又はそのおそれの有無
- ・相手先における当該技術又は貨物の用途

＊部局輸出管理責任者による審査

部局輸出管理責任者は、役職員からの報告を審査し、その結果を輸出管理統括責任者に書面により報告します。

＊輸出管理統括責任者による承認・許可

輸出管理統括責任者は、部局輸出管理責任者からの報告を審査の上、その承認を行うとともに、必要に応じて事前に経済産業大臣の許可を得た上で、輸出管理上の懸念がないと判断される場合は、当該技術の提供又は貨物の輸出を許可します。

＊同一性の確認

役職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行うに当たり、当該取引が輸出管理統括責任者の許可を受けたものと同一のものか確認を行わなければなりません。

★もっと詳しく知るには

- ・輸出管理統括部署のホームページ
http://imaq.kyushu-u.ac.jp/export_control/index.html
- ・経済産業省のホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

◆問合せ先

知的財産本部

TEL:092-642-7237、7031 FAX:092-642-7128

E-mail:export_control@imaq.kyushu-u.ac.jp

化学物質等の管理

研究室等の管理責任者は、様々な化学物質に関する法律を遵守するとともに、学生及び教職員の安全と健康を守る義務があります。そのために、以下に示す薬品管理システムを用いた化学物質の管理及び作業環境測定対象物質のリスク調査を必ず実施して下さい。また、実験研究を開始するに当たっては、学生に対する安全教育を行わなければなりません。

○薬品管理システム

学内の化学物質は、パソコンを用いた全学統一のシステムで管理しています。化学物質を使われる場合は、部局等薬品管理者（各部局の保全係、用度係、施設管理係等）に所属ログインIDの交付を要求し、URL <http://chem.jimu.kyushu-u.ac.jp/> よりシステムに入って下さい。毒物及び劇物は、取締法や本学規則に従い、使用する度に使用量や使用者等を入力しなければなりません。なお、所属ログインIDは、化学物質に関する調査や廃液等の処理依頼時にも、整理番号として利用します。

○高圧ガスの管理

高圧ガス保安法により、高圧ガスの製造・貯蔵及び消費に関し、その取扱に規制が設けられています。例えば、高圧ガスボンベから直接1MPa以上の圧力にて取り出した高圧ガスにて実験・研究を行う場合も高圧ガス保安法の適用を受け、県庁への届出が必要となります。実験に使用している圧力の確認をお願いします。また、次の6点を理解した上で、安全に実験を実施して下さい。①ガスの性質を熟知しておく。②漏えいさせない。③高圧ガスの圧力について認識しておく。④バルブは静かに開閉する。⑤ガスを他の目的に流用しない。⑥器具類は専用のものを用いる。

○作業環境測定

労働安全衛生法に規定されている作業環境測定対象物質（有機溶剤、特定化学物質及び粉じん）を取り扱っている研究室では、毎年、リスク調査を行っています。リスクが見込まれる場合には、その年の後期及び翌年の前期に作業環境測定を実施して下さい。換気等に注意し、良好な作業環境を保持して下さい。

○P R T R法の調査

地球上に蓄積している有害な化学物質は、大気、下水道、廃棄物等へ排出（移動）した量をキャンパス毎に集計し届け出る義務があります。とくに流しか

らは、少しでも害があると思われるものは流さないようにして下さい。排水水は、常に水質を検査し、基準値を超えた場合には原因の究明を行っています。

注意！ 毎年のように麻薬や向精神薬として追加指定される化学物質、規制される以前から保持している酢酸ウラニル等の核燃料物質、使用禁止となった農薬、特定毒物など注意が必要です。

化学物質は薬品管理システムに登録し、チェックを受けられるようにして下さい。

★もっと詳しく知るには

- ・薬品管理システム「所属設定・操作マニュアル」
<http://chem.jimu.kyushu-u.ac.jp>
- ・環境安全センター「利用の手引き」
<http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/menu-kouhou.htm>

◆問合せ先

- ・薬品管理システムについて
施設部施設企画課 環境安全センター
092-642-2217
- ・高圧ガスについて
環境安全衛生推進室 高圧ガス等安全管理部門
092-802-3920
- ・作業環境測定について
総務部職場環境室 安全衛生係
092-642-3094

研究成果の公開

本学では、研究教育成果を大学から世界へ向けて公開できる機関リポジトリ「九州大学学術情報リポジトリ (QIR)」の運用を平成18年4月から開始しています。

○機関リポジトリ

機関リポジトリとは、大学等の学術機関で生産された教育研究成果物を収集・蓄積・保存し、無償で本文を公開することを目的とした、インターネット上のデータベースです。

*九州大学学術情報リポジトリ (QIR) への教育研究成果の登録

【登録できる人】

- ・九州大学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び大学院生

【登録できる資料】

- ・学術雑誌論文、紀要論文、会議発表論文、テクニカルレポート、研究報告書など



【登録方法】

- ・研究者自身で登録する方法
事前にホームページ (<https://qir.kyushu-u.ac.jp/>) からユーザ登録をして下さい。
登録完了後“登録ユーザ用メニュー”より自身で電子ファイルを登録できます。
- ・登録を図書館へ依頼する方法
図書館に資料をお送りください。図書館員が代行して登録をします。

メールで 電子ファイルを添付

学内便で 印刷物や電子メディアを送付

附属図書館eリソースサービス室リポジトリ係 (qir@lib.kyushu-u.ac.jp) までお送り下さい。

※既に出版・公表している資料を登録する場合、著作権処理を必要とすることがあります。

詳細は下記問合せ先までご相談ください。

*九州大学学術情報リポジトリ (QIR) の利用

登録された資料は、QIRホームページ、google、google scholar等の検索エンジンで、世界中から検索し、本文をみることができます。「九州大学研究者情報」(P14参照)ともリンクをしています。併せてご利用ください。

★もっと詳しく知るには

- ・九州大学学術情報リポジトリ (QIR) ホームページ
<https://qir.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

附属図書館eリソースサービス室リポジトリ係
TEL:092-642-2342 FAX:092-642-2330
E-mail:qir@lib.kyushu-u.ac.jp